農用地利用計画変更（農振除外）申請手続き

１．申請期間　4月1日～4月30日（平日のみ）

　　　　　　　午前8時30分～午後5時15分まで

２．申請場所　みどり市産業観光部農林課（大間々庁舎）

　　　　　　　　　住所：みどり市大間々町大間々1511番地

電話：0277-76-1937（ダイヤルイン）

３．申請書類　各1部　※ホチキス留めはしないでください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 申請書類 | 備　　考 |
| 1 | 農用地利用計画変更申請書 | (市ホームページからダウンロード) |
| 2 | 除外要件説明書 | (市ホームページからダウンロード) |
| 3 | 転用計画説明書 | 転用目的が①～⑦に該当する場合 |
|  | ①共同住宅 |  |
| ②建売分譲住宅 |  |
| ③露天資材置場 |  |
| ④露天駐車場 | (市ホームページからダウンロード) |
| ⑤倉庫 |  |
| ⑥店舗・事業所 |  |
| ⑦太陽光発電施設 |  |
| 4 | 登記事項証明書 | (法務局) |
| 5 | 公図 | (法務局) |
| 6 | 位置図 | (様式不問) |
| 7 | 土地利用計画図 | (様式不問)　※方位・縮尺は記載 |
| 8 | 確約書 | 土地所有者・利用者の押印必須 |
| 9 | 委任状 | (様式不問)土地所有者以外が手続する場合 |
| 10 | 住民票 | 土地所有者・利用者が市外居住者の場合 |
| 11 | 戸籍謄本(続柄がわかるもの) | 土地所有者と利用者が親族関係の場合 |

　　※複数筆等での申請においては、重複書類は1部のみで構いません。

　　※必要に応じ、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

【注意事項】

　■　除外後2年以内に転用が行われない場合、または転用計画が変更となる場合は、申請時の利用する目的に必要性がなかったものと判断し、当該土地を農用地区域に編入いたしますので、ご承知おきください。

　■　未相続の土地を利用する申請においては、法定相続人全員が連名で申請を行うか、法定相続人全員の委任状を添えて相続人代表が申請を行ってください。その場合、相続関係が分かる書類（相続関係図、戸籍謄本等）を提出してください。